

令和7年 第13回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和7年12月19日 金曜日
2. 総会招集の期日 令和7年12月19日 金曜日
3. 開会の日時 令和7年12月23日 火曜日 午前9時00分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(17名)

1番	平 子 良 之 委員	2番	片 倉 功 委員
3番	小 林 美和子 委員	4番	平 博 之 委員
5番	青 木 久美子 委員	6番	工 藤 俊 昭 委員
7番	渋谷 吉 介 委員	8番	青 木 龍 哉 委員
9番	寺 嶋 嘉 春 委員	10番	安 部 剛 委員
11番	椎 名 一 志 委員	12番	高 橋 忠 委員
13番	鈴 木 憲 一 委員	14番	井 淵 博 昭 委員
15番	鈴 木 淳 一 委員	16番	高 橋 剛 委員
17番	寒 河 江 忠 委員		

6. 欠席委員(0名)

事務局職員出席者

高 橋 嘉 樹 事務局長	三 浦 美佐子 補 佐
井 上 克 俊 係 長	深 瀬 柗 介 主 事

議 事 日 程

令和7年12月23日 火曜日 午前9時00分開会

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 日程第3 | 報告第17号 非農地証明願について |
| 日程第4 | 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)について |
| 日程第8 | 議案第44号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について |

本日の総会に付した事件

議事日程に同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから 令和7年第13回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告委員はおりません。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について 議長より指名させていただきます。議席番号15番 鈴木 淳一 委員、議席番号16番 高橋 剛 委員のお2人をお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第2 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 報告第16号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この17件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第3 報告第17号 非農地証明願について 事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 報告第17号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この1件について、ご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

はい。ご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第4 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第40号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

これより、担当地区委員の現地調査報告を求めます。番号1は、平 博之 委員をお願いいたします。

4 平 博之 委員

はい。ではご説明申し上げます。今回、譲渡人である成田の○○○○さんから横町在住の●●●●さんに無償譲渡ということでございます。先ほど事務局からご説明ありましたが、この農地はもうかなり小さい農地でございます。●●●●さんが今耕作している農地が相対で借りていまして、相対なので経営面積はゼロという表記になってはいますが、その農地を通らないとこの農地には入れないということでした。現地を見ましたところきれいに管理もされていますし、●●●●さんは草刈等も全部自分ですとのことでした。管理機や軽トラックも持っておられました。管理するには十分大丈夫かなというふうに判断したところですので、以上です。

○ 寒河江 忠 議長

次に番号2から4は 井淵 博昭 委員をお願いいたします。

14 井淵 博昭 委員

はい。それではご説明申し上げます。2番の借受人の●●●●さんと3、4番の■■■■さんについてご説明申し上げます。先ほど事務局からもあった通り、更新のための3条契約になり

ます。それで2と3番は田で今年もまた稲作をして、■■■■さんの4番については畑で、今現在、自家野菜を栽培して管理しているということで、次年度もその通り兩名とも耕作するということでしたので何ら問題ないかと思えます。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明及び担当地区委員からの現地調査報告が終わりました。農地法第3条の規定による許可申請4件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請4件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請4件について、これを許可することに決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第5 議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件を議題といたします。説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第41号朗読後、説明 —

東町の案件です。地目はすべて畑。面積の合計が118.3㎡となっております。申請人が中央地区在住の●●●●氏です。転用目的ですが事務所用地の設定になります。概要ですが、現在、●●●●氏の事務所用地として使用しておりますが、息子への生前贈与を検討中であり、この度地目を整理するため、申請するものでございます。費用面についてですが、今回のこの案件については既にすでに建物等が建築されてしまっておりますので、かかる費用はございません。要件についてです。当該地は、第三種農地に該当するため許可は可能となります。造成はなし。法面は生じませんし排水は上水道及び公共下水道、雨水は自然流下です。位置関係についてですが、東西南北すべての方向で周辺を宅地となっており、周辺に農地が存在しないため、周辺に及ぼす影響は少ないと思われまます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。暫時休憩をいたします。

休 憩 (9 : 12)

再 開 (9 : 14)

○ 寒河江 忠 議長

それでは議事を再開いたします。事務局の説明が終わりました。農地法第4条第1項の規定による許可申請1件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないようですので採決いたします。議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請1件について、これを許可することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第6 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 3件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

一 議案第42号朗読後、説明 一

1番 成田字塔ノ下の1筆。地目が田、面積が265㎡でございます。権利種別は、所有権移転。譲渡人が千葉県在住の〇〇〇〇。譲受人が●●●●株式会社代表取締役 ●●●●でございます。転用目的として資材置き場としての利用になります。概要ですが、現在の資材置き場が手狭になってきたので、隣接する申請地を譲り受けし、資材置き場として利用するため申請するものでございます。続いて費用面ですがこの度は無償譲渡となっておりますので、造成費として■万円。総額で■■万円のみとなります。要件ですが、当該地は、第三種農地に該当するため、許可が可能となります。続いて造成は約50センチの盛り土を行います。法面は約50センチ、ブロック積みによる法面の保護を行います。取排水は該当なし、雨水は地下浸透です。位置関係についてですが、北側は田及び畑。南側は水路を挟んで畑、東側は宅地。なお、こちらの宅地は●●●●建設の既存の資材置場用地でございます。西側も宅地となっております。周囲の農地への影響についてですが、建物を設置しないため、周辺に及ぼす影響が少ないと思われま。なお本案件は地域計画の区域内の農地であったため、目標地図からの除外及び地域計画本体の面積等を変更済みです。

続いて2番 草岡の案件です。地目が畑。面積が401㎡。権利種別は所有権移転でございます。譲渡人は草岡在住の〇〇〇〇さん、譲受人は山形市在住の ●●●●氏 になります。転用目的は家庭菜園及び雪捨て場としての利用です。概要ですが、譲受人が隣接する土地家屋とともに当該農地を家庭菜園と雪捨て場として利用するため転用申請するものです。こちら譲受人の住所が山形市となっておりますが、今後隣接の住宅を購入し移住する予定で、現在はまだ住所が山形市となっております。また転用の用途については図面の通りではありますが、当該地の北側半分が雪捨て場で、南側半分を家庭菜園とする予定です。続いて費用面ですが、土地取得費として総額■■万円のみとなっております。要件ですが、当該地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第一種農地に該当するため、原則として許可できませんが、集落に接続するため、許可は可能となります。造成は行わず法面は生じません。排水は該当なし。雨水は地下浸透です。位置関係についてですが、北側は公衆用道路を挟んで田及び畑、南側は用悪水路を挟んで田及び畑、東側は宅地及び畑、西側は宅地となっております。周囲への影響についてですが、建物を設置しないため周辺に及ぼす影響は少ないと思われま。なおこちらの案件についても、地域計画の区域内の農地でありましたので、目標地図からの除外及び地域計画本体の面積等も変更済みです。最後、3番 今泉の案件です。2筆で地目がどちらも田、面積の合計が3,999㎡でございます。権利種別は所有権移転。譲渡人が今泉在住の 〇〇〇〇、同じく今泉在住の□□□□でございます。譲受人が株式会社●●●●代表取締役 ●●●●です。転用目的が従業員駐車場の拡張のためとなっております。概要ですが、申請地を購入し、従業員の駐車場を拡張するため申請するものでございます。なおこちらについては、900㎡を超えますので、農地部会長報告案件、また3,000㎡を超えますので、来年1月…令和8年1月の常設審議委員会諮問案件となっております。続いて費用面ですが、土地取得費として総額■■万円。造成費として■■万円。その他として■■万円の総額■■万円となっております。要件ですが、当該地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第一種農地に該当するため原則として許可できませんが、既存施設の拡張に該当するため、許可が可能となります。造成として約2メートルの盛土を行います。法面は約2メートル、L型擁壁による法面の保護を行います。取排水は該当なし。雨水は自然流下です。なおこちらの自然流下については、申請地である■■-1の先の水路に排水予定で、排水同意は既にいただいているとのことです。こちらについても地域計画の区域内の農地でございましたので、目標地図からの除外及び地域計画本体の面積等を変更済みです。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。ここで 寺嶋 嘉春 農地専門部会長より報告を求めます。

○ 9 寺嶋 嘉春 農地専門部会長

はい。今月の農地転用申請のうち、900㎡を超える案件が1件あり、平 博之 農地専門副部会

長、鈴木 憲一 委員及び事務局と現地確認をしてまいりましたのでご報告いたします。2枚目の案件です。現地確認は12月16日に行いました。申請地は、所有者が〇〇〇〇氏と□□□□氏で、駐車場を拡張する計画です。事業主は、株式会社●●●●です。位置関係についてです。北側は用悪水路、公衆用道路を挟んで田、南側は用悪水路、公衆用道路を挟んで畑及び墓地、東側は雑種地、宅地、会社の既存敷地です。西側は田となっております。申請地は、第1種農地に該当するため原則として許可できませんが、既存施設の拡張に該当するため、許可は可能となります。また、建物を設置しないため周辺に及ぼす影響は少ないと思われま。なお、本件につきましては、現地確認を行ったところ、北西の方のちょうど西側になるわけですが、隣接する形で住宅エリアが広がっています。また、先ほど事務局から説明がありましたが、今回の造成に関して盛土を2メートル行うこととなっております。この度の申請地から北西方向の住宅エリアまで、ある程度の距離はあるものの、2メートルもの盛土を行うことによって当該エリアの住民生活に不安や圧迫感を生じさせてしまう可能性が否定できないと思われま。農地法上に関しては問題ないと思われまますが、前もって当該エリアの住民に対して、事業周知などを行い、少しでも不安が生じないように事業を進めてもらう必要があると思われましますので、その点に関して事業主へ意見書を作成し送付したいと思われま。以上で報告終わります。

○ 寒河江 忠 議長
暫時休憩を挟みます。

休 憩（9：25）
再 開（9：30）

○ 寒河江 忠 議長

休憩前に復し議事を再開します。事務局の説明及び農地部会長からの報告が終わりました。なお、番号2については、青木 久美子 委員に関係がありますので、議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち、この1件を除く2件についてご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請用地番号2を除く2件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち番号2を除く2件について、これを許可することに意見決定いたします。ここで農業委員会等に関する法律第31条の規定により、青木 久美子 委員の退席をお願いいたします。

（青木 久美子 委員 退席）

○ 寒河江 忠 議長

議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち、番号2の1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち番号2の1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち番号2の1件について、これを許可することに意見決定いたします。ここで 青木 久美子 委員の復席を求めます。

(青木 久美子 委員 復席)

○ 寒河江 忠 議長

青木 久美子 委員に申し上げます。ただいま、議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち、番号2の1件について許可することに意見決定しましたので、告知いたします。

○ 寒河江 忠 議長

日程第7 議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)について 所有権移転7件 賃借権移転5件、使用貸借権移転5件、賃借権設定38件、使用貸借権設定1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第43号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。暫時休憩を挟みます。

休 憩 (9:43)

再 開 (9:44)

○ 寒河江 忠 議長

休憩前に復し、議事を再開します。事務局の説明が終わりました。なお、番号2、4から5及び8から9については、平 博之 委員、番号16から17及び43は、青木 龍哉 委員、番号32番は 高橋 剛 委員、番号34は 工藤 俊昭 委員、番号44は 片倉 功 委員に関係がありますので、議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、この11件を除く45件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

はい。暫時休憩を挟みます。

休 憩 (9:45)

再 開 (9:56)

○ 寒河江 忠 議長

休憩前に復し、議事を再開します。ご質疑、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それではご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、番号2、4から5、8から9、16から17、32、34、及び43から44を除く45件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、番号2、4から5、8から9、16から17、32、34、及び43から44を除く45件について、これを承認することに意見決定いたしました。ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、平 博之 委員 の退席をお願いいたします。

(平 博之 委員 退席)

議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、番号2、4から5、8から9の5件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それではご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第43号 農用地利用集積

等促進計画（案）のうち、番号2、4から5、8から9の5件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

挙手全員であります。よって、議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号2、4から5、8から9の5件について、これを承認することに意見決定いたします。ここで平博之委員の復席を求めます。

（平博之委員 復席）

○ 寒河江 忠 議長

平博之委員に申し上げます。ただいま、議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号2、4から5、8から9の5件について、これを承認することに意見決定しましたので、告知いたします。次に、青木龍哉委員の退席をお願いいたします。

（青木龍哉委員 退席）

○ 寒河江 忠 議長

議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号16から17及び43の3件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないので、採決いたします。議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号16から17及び43の3件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号16から17及び43の3件について、これを承認することに意見決定いたします。ここで青木龍哉委員の復席を求めます。

（青木龍哉委員 復席）

○ 寒河江 忠 議長

青木龍哉委員に申し上げます。ただいま、議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号16から17及び43の3件について、これを承認することに決定しましたので、告知いたします。次に、高橋剛委員の退席をお願いいたします。

（高橋剛委員 退席）

○ 寒河江 忠 議長

議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号32の1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質問ご意見ないので、採決いたします。議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号32の1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案43号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号32の1件について、これを承認することに、意見決定いたします。ここで高橋剛委員の復席を求めます。

（高橋剛委員 復席）

○ 寒河江 忠 議長

高橋剛委員に申し上げます。ただいま、議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号32の1について、これを承認することに意見決定しましたので、告知いたします。次に、工藤俊昭委員の退席をお願いいたします。

(工藤 俊昭 委員 退席)

○ 寒河江 忠 議長

議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、番号34の1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それではご質疑ご意見ないので採決いたします。議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち番号34の1件についてこれを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、番号34の1件について、これを承認することに、意見決定いたします。ここで工藤 俊昭 委員の復席を求めます。

(工藤 俊昭 委員 復席)

○ 寒河江 忠 議長

工藤 俊昭 委員に申し上げます。ただいま、議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、番号34の1件について、これを承認することに意見決定しましたので告知いたします。次に、片倉 功 委員の退席をお願いいたします。

(片倉 功 委員 退席)

○ 寒河江 忠 議長

議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、番号44の1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

はい。ご質疑ご意見ないので採決いたします。議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、番号44の1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち番号44の1件について、これを承認することに意見決定いたします。ここで片倉 功 委員の復席を求めます。

(片倉 功 委員 復席)

○ 寒河江 忠 議長

片倉 功 委員に申し上げます。ただいま、議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、番号44の1件について、これを承認することに意見決定しましたので告知いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第8 議案第44号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について 2件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

深瀬主事

— 議案第44号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

1番 森字打越一929の1筆 外6筆、地目は田及び畑でございます。面積の合計が1万1,303㎡です。所有者は〇〇〇〇氏で、現地調査は令和7年9月2日に、記載の3名の委員の皆様と行って参りました。現地調査の結果、再生困難な農地と判断してきたところでございます。続いて2番、今泉字新田707。地目は田、面積は1,377㎡でございます。所有者は今泉在住の□□□□氏で現地調査は、令和7年9月4日に記載の3名の委員の皆様と行って参りました。現地

調査の結果、再生困難な農地と判断してきたところでは、以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。これより、各地区の報告をお願いいたします。番号1番は 高橋 剛 委員をお願いいたします。

○ 16 高橋 剛 委員

はい。番号1について説明いたします。ただいま事務局から説明あった通り、9月2日に所有者である ○○○○氏の道案内の元、寺嶋農地専門部会長、鈴木 淳一 委員と事務局というように、現地を確認して参りました。タブレットの地図を見ていただくとわかるのですが、上のほうに、青く色が塗られているところがあると思うんですけども、これが今回非農地判断する場所で田んぼを作るためのため池だったところでは、その辺から東の方ということで、ちょうど下に見えるのが○○○○氏の自宅なわけですけども、そこをずっと見渡したわけですけども右手の小さい写真のような状況の中で、住宅もどこにあるのかよくわからないぐらい荒れてしまっているというふうなことで、一番下の部分が筆でいうと、上から2筆目の935-1という部分です。屋敷のちょうど西ですら、もう○○○○氏も手がつけられないというふうな状況になっておりますので、このすべての筆、トータル7筆につきまして、非農地が相当であろうという判断をして参りますので、ご報告いたします。

○ 寒河江 忠 議長

はい。続いて番号2は、安部 剛 委員をお願いいたします。

○ 10 安部 剛 委員

はい。事務局から説明ありました番号2について現地調査の結果を報告いたします。9月4日にですけども寒河江会長、鈴木 憲一 委員と私と井上係長の4名で行って参りました。農地の場所は113号線を置賜総合病院の方から飯豊方面へ向かう途中、米坂線と長井線の跨線橋の南側、長井線の赤湯方面に向かって左側に位置します。農地は線路と住宅に囲まれており、皆様のお手元にある写真の通り農地と呼べるような状態ではなく、木が生い茂っている状態であります。また先ほど申し上げた通り今回の農地は、周囲を住宅と線路に挟まれているほか、同じ箇所位置している他の農地もすでに同様の状況にあり、今後も耕作は見込めないと思われるため、非農地と判断して参りました。以上で報告を終了します。

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、事務局の説明及び各地区からの報告が終わりました。なお、番号1は、平博之 委員に関係がありますので、議案第44号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断のうち、この1件を除く1件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第44号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断のうち番号2の1件について、これを非農地と判断することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって議案第44号 利用状況調査に伴う農地非農地の判断のうち、番号2の1件について、これを非農地と判断することに決定いたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、平博之 委員の退席をお願いいたします。

(平博之 委員 退席)

○ 寒河江 忠 議長

議案第44号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断のうち、番号1の1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第44号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断のうち、番号1の1件について、これを非農地と判断することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第44号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断のうち、番号1の1件について、これを非農地と判断することに決定いたします。ここで平博之委員の復席を求めます。

(平 博之 委員 復席)

○ 寒河江 忠 議長

平博之委員に申し上げます。ただいま、議案第44号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断のうち、番号1の1件について、これを非農地と判断することに決定しましたので、告知いたします。

以上をもちまして、令和7年第13回長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 10:13

上記のとおり、令和7年第13回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年12月23日

議 長	会 長	_____	ⓐ
議事録署名委員	15番	_____	ⓐ
議事録署名委員	16番	_____	ⓐ